部落解放運動と女性の人権

山下 直子

1 国内の女性の人権

(1) 五輪組織のトップが女性蔑視発言

近年女性問題の講演会・研修会などで、「ジェンダー・チェック」をする機会が増えた。「上司が女性だとやりにくい」「男性は妻子を支えるだけの収入が必要だ」「息子が彼の妻の服を干していると情けなくなる」などの設問は、刷り込まれた社会意識を気づかせてくれるものだ。男性は仕事、女性は家事・育児、女性は男性に従うものとまるでその価値観からはずれると男は男でなく、女は女ではないかのように思い込まされている社会。少し冷静に男性を女性に、女性を男性に先の「設問」を替えてみるとその矛盾は明確になる。

人は家庭や保育・教育現場だけで「教育」を受けてきたわけではない。私たちは「ぐずぐずして男らしくないよ」「おとなしくて好感の持てる女性」などと言葉で具体的に「教育」されてきたが、言葉以外の「隠れたカルキュラム」にもジェンダーの呪縛がある。国会議員や大学の学長・総長は9割が男性。保育士・看護師の大半は女性。東京大学の入学者の8割は男性。さまざまなシーンで「男性優位社会」「性の役割分業」「組織の代表は男性」を日々見せつけられている。

男女の生き方、役割、特性、役割分業について、「こうあるべき」としてきた「社会的・文化的性役割」をジェンダーと呼ぶが、戦後日本で女性政策が進まなかった大きな原因の一つがこの社会構造的な差別意識、ジェンダー・バイアスの放置である。

2021年2月。東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長が「女性が入っている会議は時間がかかる」と日本オリンピック委員会臨時評議委員会で発言した。女性理事を増やしていく方針に異議を唱えた発言だった。世界のメディアは一斉に「時代錯誤の男性が五輪のトップとは」「日本は男女平等とは程遠い国だ」「JOCはなぜ彼の辞任を求めないのか」

「森氏はコロナがどういう状況だとしても五輪はやるというが、国民の安全が優先なのでは」と報じ、日本の人権意識の低さに批判が集中した。

世論に抗しきれず森会長は辞任。仲のいい理事に個人的に後任を任せ、ぽんと肩をたたかれた友人も、理事会で正式に決まったわけでもないのにマスコミ対応し、このことが組織のトップのするべき行為ではないと再び世間から批判を浴びた。結局、橋本聖子五輪担当大臣が、後任の会長に選ばれた。

森氏は衆議院議員時代、「子どもを一人もつくらない女性が自由を謳歌し、楽しんで、年とって、税金で面倒みなさいというのはおかしい」(2003年6月 鹿児島市内の講演会)と発言、彼の女性に対する価値観が物議をかもした。「国は子どもを生まない女性は守らない」という人権蹂躙が許される政治家の発言、その人が日本の政治の中枢にいる現実を女性たちは思い知った。

彼自身あいさつが長くて有名だと聞いたことがあるが、「女性が入っている会議は時間がかかる」という発言は、実際に「女性の話は時間がかかる」というより、会議で女性が異を唱え、自分の意見を闊達に述べることをよしとしない彼の価値観から出た言葉である。女性理事を増やすことで、上下関係、師弟関係で異論を唱える人が増えることへの危惧、政治のことに触れるのはタブーとされてきた日本のスポーツ界よろしく、スポーツ組織の「わきまえた」風潮を壊すなという意図ではなかったのか。戦後初めて女性議員が誕生した1946年から女性の国会議員比率は2021年現在、数パーセントしか増えていない。戦後76年にわたる女性政策は国際水準からみてあまりに低位であったでことが、閣僚経験者の言動から見て取れる。

(2) 日本のジェンダー・ギャップ指数が示すもの

2021年3月世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数は156カ国中、日本は総合120位で、主要7か国(G7)中最下位であった。経済分野は117位、政治分野は147位となり、前回から更に順位を下げた。経済分野は、男女間の賃金格差、管理職の男女差、専門職・技術職の男女比のスコアが、前回同様、いずれも100位以下である。中でも管理職の男女差は139位と前年の131位からさらに順位を下げた。日本政府は女性活躍促進を政策に掲げているが、経済分野でのジェンダー不平等は一向に解消されていない。

厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の「一般労働者の賃金」によると、男性338,800 円、女性251,800 円で、男女格差は74.3(男性を100とする)である。

標準報酬額により掛け金が決まる厚生年金の受給額はどうであろうか。 2018年度の厚生労働省の「厚生年金保険・国民年金事業の概況」によると、 厚生年金の平均年金月額は143,761円。男性の平均年金月額が163,840円、 女性は102,558円となっており、男女格差は62.5(男性100)である。所得 格差が老後、いや死ぬまで続き、構造的なものになっている。

厚生労働省の男女別・年齢階層別相対的貧困率をみてみると、女性は20歳から24歳の年齢階層別貧困率が20%と高く、65歳を境にさらに高くなり、男女間の格差が開いていく。ひとり暮らしの女性の老後の生活はとりわけ苦しい実態だ。

ジェンダー・ギャップ指数が上位の国の女性政策は日本とどこが違うのか。2015年12月、EU(欧州連合)が発表した「男女平等へ向けた戦略的とりくみ2016~2019」(2020年までに女性の雇用率を上げて男女差をなくし、男女ともに75%の雇用率を達成することをめざす文書)が決めている男女平等に向けた5つの優先事項がある。①女性の労働市場参加の拡大と男女双方の経済的自立(家事労働男女均等、保育サービスの充実)②男女間の賃金、収入、年金差の縮小(男女間の同一労働同一賃金に関する法律)③意思決定の場における男女平等(大手上場企業の取締役の女性比率、上級・中間管理職の割合を40%に)④女性に対する暴力の排除(暴力根絶の法整備と意識向上キャンペーン)⑤世界で男女平等を推進(男女平等は持続可能、公正、包摂的な社会をつくるために不可欠。対外政策も同様)【EU MUG】などである。

国によって、社会、経済、文化的な背景が異なり、すべてに同じ施策を当てはめられないが、EU各国は戦略に沿った国独自の行動計画を定めている。 日本の「意思決定の場における男女平等」の実態はどうなのであろうか。

驚くべき統計 (総務省)がある。衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移 (1946年~2017年)である。1946年、女性は初めて選挙権・被選挙権を手にした。その年の女性候補者割合は全体の2.9%で、71年後は17.7%(6.1倍)、当選者数は8.4%から10.1%(1.2倍)。1946年は女性が選挙権・被選挙権を得た初めての衆議院選挙で、女性の出馬が多い年であったにもかかわらず、この数値なのである。

男性が多数を占める国会。国会議員自身がセクハラ・パワハラ発言をして も、本人や党幹部は苦笑いが関の山だ。その人権意識の低さはマスコミが報 道するたびに、女性軽視の連鎖が起こり、国民が格差・差別に馴らされていく。

政治家のセクハラ発言の数、質の悪さは一冊の書籍が出せるほど、枚挙にいとまがない。立憲主義国家というなら、辞職に値する人権侵犯だと政治家

自身が気づかなければならない。セクハラと自覚できない議員を国民は選んでいる。日本の保守的な男尊女卑議員は「女性への暴力が許される社会」を 力強く下支えしている。

女性問題の学習会で「政治家の女性への蔑視発言」がよく資料としてあげられる。「女は生理のときはノーマルじゃない。異常です。そんな時に国政の重要な決定、戦争をやるかどうかなんてことを判断されてはたまらない」(1989年・舛添要一衆議院議員)、「今度、男女共同参加社会というのを先取りして東京都で条例をつくるという。いいかげんにしてくれよと思った」(2003年・石原慎太郎東京都知事)、「早く結婚した方がいいんじゃないか」(2014年鈴木章浩都議が質問中の塩村都議にとヤジを飛ばした直後、男性議員の「自分が産んでから」のヤジが聞こえた。「がんばれよ」との声も)、「セクハラ罪というものはない。親告罪ですからね。殺人とか強制わいせつとは違う」(2018年麻生太郎副総理)・・。

彼らは国民の前で公人として堂々と発言している。この意識水準で、男性政治家が「日本の男性の育児休業取得率が低いのはいかん」と言っても迫力がない。前述の欧州の「男女平等へ向けた戦略的とりくみ 2016 ~ 2019」のような戦略を出せる政権でなければ、男女平等の社会は創れない。実効性ある法制度が意識を変え、女性差別を容認・放置する議員を国民は選ばなくなる。5つの優先事項のひとつである「女性に対する暴力の排除」が国の舵取りをする人々自身によって直接的・間接的に阻まれていることがよくわかる。

(3) 教育における根強い女性差別

2006年1月、内閣府男女共同参画局は、都道府県・政令指定都市男女共同参画担当課あてに「『ジェンダー・フリー』について」という事務連絡を通知している。「・・ジェンダー・フリーという用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。・・」として、「ジェンダー・フリーの用語は使用しないことが適切である」としている。

「人間の中性化をめざす」が誰の主張で、どういう理解なのかわからないが、「男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして」と並べた部分も非常に雑駁である。「男らしさ、女らしさ」という性別による固定的見方が、時として偏見や生きづらさを強いているのは周知の事実である。「男女共同参画

社会」の形成を阻害しないものまで否定するなということらしいが、「男らしさ」「女らしさ」の「強要」は、めざすべき「男女平等社会」の実現を阻害するシーンが多い。自らの「らしさ」が受け入れられない、個人として尊重されない社会は、性的マイノリティへの無理解、「選択的夫婦別姓は家庭を崩壊させる」という発想を支えている。

保育・教育の場で「さすが男の子(女の子)ね」と性別を引き合いに出して褒めるのではなく、「○○さん、よう頑張ったね」と努力した成果そのものを認めようとする取り組みも始まっている。

2019年4月、東京大学入学式で上野千鶴子さんは新入生への祝辞の中でこう述べている。

(冒頭、女子学生を意図的に不合格にしていた東京医科大の不正入試にふれて・・) 各種のデータが、女子受験生の偏差値の方が男子受験生より高いことを証明しています。まず第1に女子学生は浪人を避けるために余裕を持って受験先を決める傾向があります。第2に東京大学入学者の女性比率は長期にわたって「2割の壁」を越えません。今年度に至っては18.1%と前年度を下回りました。統計的には偏差値の正規分布に男女差はありませんから、男子学生以上に優秀な女子学生が東大を受験していることになります。第3に、4年制大学進学率そのものに性別によるギャップがあります。2016年度の学校基本調査によれば4年制大学進学率は男子55.6%、女子48.2%と7ポイントもの差があります。この差は成績の差ではありません。「息子は大学まで、娘は短大まで」でよいと考える親の性差別の結果です。

東京医科大学・女性受験者減点の内部調査を行った中井憲治弁護士は「どう見ても女性差別だ」と述べている。だが、当時、ヒアリングで臼井正彦理事長は「女性は結婚・出産で育児をし、勤務時間も長くできない。女性は年齢を重ねると医師としてのアクティビティが下がる」などと話した。最高学府たる大学で前代未聞の女性差別が何年も慣例として続いていた。「男女共同参画社会」と逆行する人権侵害もはなはだしい。

上野さんの祝辞にあるように、「統計的には偏差値の正規分布に男女差はない」のであるから、「アクティビティ」が下がる現実があるとすれば、育児・家事の女性の過重負担により勤務時間を調整せざるを得なくなる時だ。政策の不備・未成熟という外的要因なのだ。パートナーの働き方や家事分担の見直し、職場内(院内)保育所や放課後小学生を預かる施設の充実でクリアできることだ。

現在、女性が学長を務める大学は、国立大学で 4.7%、私立大学で 11.9% にとどまっている。政策決定の場に女性が非常に少ないことが、ジェンダー・ギャップ指数 120 位という低位の原因の一つである。

保育・教育内容や家庭における子育て・進路にまで、女性を男性と同等にみない価値観が浸潤している。1999年に「男女共同参画社会基本法」が成立するまでに、「共同参画」というような曖昧な名称でなく、「男女平等基本法」とすべきだという意見が、女性差別を考える人々の中にあった。

基本法の総則(政策等の立案及び決定への共同参画)第五条に「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」とある。「共同して参画する機会が確保」されない構造的差別の実態が先の女性受験者の一律減点という人権侵犯事件であり、女性国会議員の圧倒的な数の少なさ、企業・自治体における管理職の少なさである。基本法成立から22年が経つが、格差解消へ歩みだした実感はない。

さまざまな場面で「男女共同参画社会を」と叫ぶだけではなく、なぜ女性を軽視することが起きるのか、男女格差の要因は何か、隅々にいきわたるジェンダー・バイアスを真摯に分析し、男女平等に有効な施策を講じるべきなのである。

当事者が声を上げても頑として現実を見ようとしないこの国の政治家に若者が期待を寄せないのは至極当然である。2020年9月、タイム誌が「世界で最も影響力のある100人」に、伊藤詩織さんと大坂なおみさんが選ばれた。いずれも差別と闘う当事者である。

国会であれ、地方自治体であれ、民主団体であれ、あらゆる政策決定の 場には多様な人材が必要なのは明らかであり、セクシャルマイノリティの活動によって、さらにジェンダーが深く問い直されている。

2 部落解放運動における女性差別撤廃の取り組み

(1) 解放運動と女性解放

女性解放の国際的な動きと部落解放運動における女性差別撤廃の取り組 みにふれてみたい。

1975年の「国際婦人年」や1976年~85年の「国連女性の10年」の設定、

1979年の「女性差別撤廃条約」採択、さらに、1975年の第1回世界女性会議(メキシコ)など、80年代前後は、国際的な女性差別撤廃の取り組みや女性解放運動が躍動し始めた時期である。

日本は、1975年の第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」に もとづき、1977年に国内行動計画を策定、その後1985年に「女性差別撤 廃条約」を批准した。同条約の批准にあたり、国内法整備をする必要性から、 同年に「男女雇用機会均等法」を公布している。

こうした国内外の流れが、部落女性の差別認識や解放へのとりくみにいかなる影響を与えたのだろうか。前述のように、現在国内における女性の人権水準は、世界で下位に位置している。日本政府の女性政策の貧しさからくる社会の矛盾は、歴史的に、社会的に疎外状況に追いやられているマイノリティ女性に常に色濃く表れる。

私が、日本で初めての人権宣言といわれる「水平社宣言」と出会ったのは1972年である。部落解放同盟は、当時水平社創立(1922年)から半世紀間、大戦をかいくぐりながら、社会に根強く存在する部落差別と闘い続けていた。自身もその活動を共にして、厳しい生活を支える女性たちのたくましさと苦悩を知った。前述した日本の女性たちの格差の実態は、労働、年金、健康、教育、高齢者の生活などで、被差別部落の女性たちの暮らしにより顕著であった。市民的権利を取り戻そうとする長きにわたる部落解放運動においても男性中心の組織であり、女性たちは部落差別と女性差別という日本社会が放置し続けてきたふたつの大きな構造的差別と向き合わなければならなかった。

「水平社宣言」に「陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者」とあるとおり、厳しい部落の生活の柱を支えてきたのは男性であり、その男性も主要な産業から排除され、低賃金・重労働などの不安定就労を余儀なくされてきた。女性たちも仕事をしながら家事・育児・介護を一手に担い、家庭を力強く支えてきた。先が見通せない暮らしの中で、部落の中は男性の「性別役割分業」意識も非常に強かったと思われる。それに付随して女性たちにもその意識は暮らしの中で当然のことであった。

1953年、部落解放同盟第10回大会ではじめて「婦人分科会」が設置され、組織内の「女性解放」の取り組みの萌芽となった。1956年3月、第1回部落解放全国婦人集会が京都で開かれ、全国2府14県から約1000人の女性が集まった。そして1993年に全国大会の中で「婦人」を「女性」に名称を変更、以降2019年に開かれた徳島県での部落解放第64回全国女性集会に引き継がれている。(2020年、2021年はコロナ感染症拡大防止のため中止

された)

1980年代は、法律の延長、移行などを伴いながら本格的な同和対策事業が展開されていった時期であり、部落解放運動においても、法制度を根拠とした行政闘争が活発化していった。当時「地域改善対策特別措置法」施行にともない、80年代の部落解放同盟の運動方針には被差別部落の生活実態を明らかにすることが繰り返し提起されている。

部落解放同盟中央本部女性部は2005年部落解放第50回全国女性集会(鳥取市で開催)で、参加した女性たちを対象に初めてのアンケート調査を行った。これを皮切りに、必要に迫られた7つの都府県連女性部は2006年から2010年にかけて、県連独自の課題も盛り込みながら、アンケート調査を行っている。さらにその調査結果が部落解放全国女性集会で報告・議論され、全国の参加者と部落女性の実態を共有している。

女性たちの取り組みは、国連の女性差別撤廃委員会の日本政府への勧告にも大きな影響を及ぼしている。1995年世界女性会議(北京)で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されているが、この NGO フォーラムで、部落解放同盟中央女性対策部は「アジア・太平洋マイノリティ・先住民族女性ワークショップ」を開催したことを報告した。その後、反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)の呼びかけにより、1999年に「複合差別研究会」が発足、女性差別撤廃委員会の2003年第4・5次日本政府審査に合わせて、事前にカウンターレポートを作成し提出した。

さらに、2009年、アイヌ女性と部落解放同盟中央本部の女性役員がニューヨークに行き、国連の委員たちに差別の実情を直接訴えた(ロビーイング)。これらの活動が功を奏し、2009年8月7日、女性差別撤廃委員会の日本政府報告に対する総括所見では、マイノリティ女性に言及する勧告が次のように出されている。

マイノリティ女性

51. 委員会は、社会全体及びコミュニティ内において、締約国のマイノリティ女性は性別や民族的出自に基づく複合差別に苦しんでおり、こうした状況について情報や統計データが不十分であることを遺憾に思う。委員会はさらに、マイノリティ女性の権利推進を図るために、各マイノリティ・グループに対する政策的枠組を含む積極的な施策が策定されていないことは遺憾である。

52. 委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政 策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じ るよう締約国に要請する。委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を、次回報告に盛り込むことを求めた前回の要請を改めて表明する。この観点から、委員会は、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施するよう締約国に求める。

【男女共同参画局 資料】(下線は筆者)

まさに、「マイノリティ女性の実態調査の必要性」は、女性自身の行動で 委員会をして政府に提言させたというべきものである。

(2) 実態調査が明らかにした複合差別

2008 年部落解放同盟大阪府連が行った「大阪府連女性部実態調査」は、個人 1314 票、世帯票 1173 票と信頼できるデータとして報告されている。

調査対象は15歳以上の大阪府内47地区の部落女性で、「面接法」「配布留置法」で行われた。部落内居住層と部落外居住層の比較もされており、「部落外居住者は比較的若年層が多く、持ち家所有の割合が高い。世帯収入も安定した層が多いと考えられる。部落内居住層では高齢単身世帯が多く、年収も低く、公営の賃貸住宅の割合が高い」とまとめられている。

また、結果の概要は、①生活保護の受給経験が全体の11%、そのうちの25.8%が10年以上の長期受給②読むことに不自由を感じている人は19.9%、書くことに不自由を感じている人は22.8%、20代から40代でも5~8%の人が不自由を感じている③パソコン利用率は全国調査と比較すると半分以下④国民年金の受給者の44%が20000円~60000円未満⑤15歳~34歳の非正規雇用は6割から7割と雇用は不安定⑥結婚に反対された経験のある人が33.2%、そのうち結婚後も配偶者や家族から差別的な行為・言動を受けたことのある人は14.4%⑦一日当たりの家事労働時間は、女性は262.4分、男性は57.3分と家庭内の性別役割の意識が根強い一などと、差別の実態が報告されている。【(一般社団法人部落解放・人権研究所ウエブ講演録】

部落女性の人権については、部落解放運動の高揚とともに、基本組織としても、女性部としても、「部落差別と女性差別が複合的に女性たちを痛打している。女性自身の手でこの複合差別からの解放を期す」と位置付け、組

織内女性の教育・就労の充実が叫ばれてきた。法律のもと、奨学金制度・解放子ども会活動・仕事保障・アイデンティティを高める社会啓発など、女性たちの経済的・精神的自立につながる態勢も一時期あった。しかし、法切れで様々な措置がなくなるとともに、地域や学校での部落問題学習が激減、「部落差別は許さない・許されない」とする社会意識が低下していく中で、部落女性の人権もまた再び隅に追いやられていった。

報告書の概要版 (パンフレット)「大阪の部落女性アンケート調査から見えるもの」(2009年10月 部落解放同盟大阪府連合会・女性部)をみると、就労における再不安定化の兆しが明らかである。労働力率は、すべての年代で府内の女性の労働力率を上回っており、若年層、高齢層では府内の男性の労働力率を上回る年代層も見られた。一般に女性は、結婚・出産・子育て期に労働力率が低下するM字カーブを描くが、それは見られない。その理由として、「男性配偶者の低収入により働かざるを得ない状況、地区内の保育所の設置など、就学前の子どもを持つ女性が仕事に就きやすい『働き続ける環境』が様々な取り組みを通して形作られてきたことによるのではないか」と分析している。

年齢別の非正規雇用率は35歳~64歳の層では府内女性より低く、34歳以下の若年層・65歳以上の高齢層では高くなっている。平均年収は35歳~64歳の層では府内女性と比較して高く、34歳以下の若年層では低くなっている。部落解放運動や同和対策の取り組みにより、35歳~64歳の年齢層は比較的安定した就労状況にあると思われるが、施策の打ち切りで再び不安定化の傾向がすすんでいると読み取れる。また、府内の男性との年齢別平均年収はどの年齢層も大きな格差が厳然としており、労働市場における男女格差是正の取り組みも大きな課題である。

学歴格差も縮まっておらず、30代から80代すべての世代で、高等教育卒業者の比率は府内の女性より部落女性の比率が低い。また、「子どもへの進学期待」の調査では、男子の場合、どの収入層においても「大学まで」の割合が高いのに対し、女子の場合年収300万をさかいにして、「高校まで」の割合が高くなっている。経済的に厳しくなるとともに、女子に進学期待をかけない傾向にある。ここでも女性差別が経済的理由で再生産されているのである。国内での傾向が部落内ではより明確になっている。

前述のウエブ講演録に「国民年金の受給者の44%が20000円~60000円 未満」とある。年金は、現役時代の低賃金がそのまま表れる(標準報酬額が社会保険料の算出根拠)ため、全国の厚生年金の受給額(厚生労働省・2017年度厚生年金給付状況)は、男性の最多受給数額は月額18万円~19万円、 女性の最多受給数の額は9万円~10万円と大きな隔たりがある。賃金格差は高齢者女性の年金格差にそのまま表れ、全国の65歳以上の女性の相対的貧困率は急激に高くなっている。まさに、大阪の調査結果が部落と女性の複合的な差別を象徴している。

この調査の「被差別体験別部落差別認識の平均値」のデータでは、若年になるほど被差別体験・差別認識は減少している。身近にある現象である。面と向かって露骨な差別言動を受けることがあまりないとか、社会経験の少ない若年層であるからだけではなく、差別を差別として学ぶことができる同和教育・人権教育の停滞や、それに伴い家庭内で部落差別に関する日常会話がなされていないことなどが、「差別を差別と見抜く力が培われる機会がない」「自分が差別されていることに気づかない」ことにつながっているのではないかとも考えられる。

福山市内での子育て世代の保護者の集いで「わが子に部落問題をどう話していいかわからない」「子どもが差別に遭った時、支えていけるか不安」「解放子ども会活動がないから子ども同士で部落問題にかかわる話ができない」という悩みが聞かれることと符合する。

差別認識は、「差別と向き合う」アイデンティティ形成の大きな要素である。年代・部落内外を問わず、常に部落問題認識の機会が保障される環境がなければ、被差別部落の所在地・解放運動の活動家の名前をネットで晒し続ける差別的な人々の行為が人権侵害だと人々は認識できない。福山市の市民意識調査でも、部落問題をはじめとする住民学習への参加頻度が高い人ほど、「差別は許されない」「結婚は当人の意思を尊重する」と答える人の割合が高い。

大阪府連女性部が行ったこの調査は、マイノリティ女性自身が実態を把握・分析し、社会を啓発し、さらに自身の活動の必要性を再確認した取り組みであった。広島県連女性部としてもたくさん学ばせていただいた。

(3) 中央本部の「男女平等社会実現基本方針」(第2次改訂)がめざすもの

中央本部は1993年の第50回全国大会で「婦人」の名称を「女性」に変 更が決定され、従来の「婦人集会」は「女性集会」となった

内閣府男女共同参画局 web サイトの「男女共同参画社会基本法制定のあゆみ」で、経緯がまとめられているが、国内で「婦人」という用語を女性問題の視点から「女性」に言い換えようという動きは1990年ごろから始まった。 当時、総理府の婦人問題企画推進有識者会議意見(1990年)では「早急に 改正が困難である法令に基づく用語・固有名詞等を除き、女の人を表す用語 を使用するときは、『婦人』ではなく『女性』の用語を使用するべきではな いか」という意見が出された。

その根拠は①「婦人」は既婚の成人女性のイメージが強い。女性問題解決の視点から未婚の女性を含めた広い概念の方がよい ②漢字の由来から「婦」は「女」と「帚」(箒の象形) との会意文字であるとする解釈がある。箒を持って家事をするのは当然女性という固定概念につながるのでは一というものだ。

以降、この意見を踏まえて総理府(現内閣府)の婦人問題関係の報告書等では、法令に基づく用語・固有名詞等を除き、「女性」の用語が使用され始めた。これは全国の自治体へと広がっていった。

文言を変えることによって人々の意識を変える、意識が変わったことで 文言を変えるというのは、人権水準が高まっていく過程の中で必然的に起こってくることである。

また、中央本部が 2001 年に策定した「男女共同参画基本方針」の内容を 議論する中で、行政用語の「共同参画」は格差の実態になじまないとして、 第 65 回全国大会(2008 年)において「男女平等社会実現基本方針」として 改訂された。

「男女平等社会実現基本方針 第2次改訂」は2016年4月からスタートしている。以下の点について取り組み、各都府県連の進捗状況を男女平等社会推進本部で把握するとしている。【部落解放同盟中央本部ホームページ】

① 男女平等社会推進本部の体制を強化します。② すべての都府県連で女性部が結成できるよう働きかけます。③ 都府県連において女性の役員の割合を高めるとともに、全国大会における全都府県連の女性代議員3割以上を実現します。④ 都府県連は中央委員の女性の割合を高める努力をするとともに、中央本部においては、2022年までに中央執行部を3割以上の実現をめざします。⑤ 女性差別、DV、性的マイノリティ、セクシャル・ハラスメント等について、中央本部や都府県連、ブロック別において学習会をおこないます。また、意識を高めるとともに、人材育成をおこないます。⑥ マイノリティ女性をはじめとする、あらゆる女性差別に取り組む女性団体と学習・交流をおこないます。⑦ 「男女共同参画審議会」審議委員になるよう積極的に働きかけます。公募制度があれば、積極的に応募します。⑧ 都府県交渉や市区町村交渉において、基本要求のなかに

部落女性の課題を入れるように、各都府県連に働きかけます。⑨ 女性はもちろんのこと、さまざまな被害を受けた人が安心して相談できる相談窓口を中央本部や都府県連で作るよう検討します。また、体制づくりのすすんでいる先進事例の紹介など、具体化にむけての取り組みをすすめます。⑩ 解放新聞中央版・都府県版ではジェンダーの視点を持った紙面づくりをおこないます。また、男女平等月間(6月)、女性に対する暴力撤廃国際デー(11月)などには、特集記事を組むなど積極的な教宣活動をすすめます。⑪ 各都府県連で男女平等推進本部を立ち上げ、推進本部において具体的な取り組みをすすめます。また、青年部と連携して、男女平等社会実現をめざす学習会や交流会の開催に取り組みます。⑫ 「第2次改訂版」は、第73回全国大会(2016年)の決定を受けて、スタートします。なお、見直しについては原則として10年ごとにおこないます。また、中間年においては、検証をおこないます。

改定で「女性への暴力」に関わって、⑤DVと⑩女性に対する暴力撤廃国際デーにおける教宣活動などがあげられているが、「暴力の実態」については大阪府連女性部の調査でも項目として挙げている。「パートナーからの暴力経験」では「受けたことがある」が29.3%、高齢層では「無回答・不明」が多かった。暴力を暴力として認識できなかったり、「DVの相談をしなかった理由」の40.3%が「相談するほどのことではないと思ったから」とあるように、自分さえ我慢をすればと疎外状況に陥ってしまったり、単なる夫婦喧嘩だと感じたり、家庭における暴力が表面化しにくいのが現実だ。

女性差別を女性差別だと認識しにくい社会であると同時に、パートナーや家族に個人として尊重されたいと考える意識が育っていない社会でもある。「自分さえ我慢すれば家庭はうまくいく」「家庭の中のことを他人に相談するのは恥」と刷り込まれる教育と、「差別と闘う子どもを育てよう」「差別を許さない子どもを育てよう」とした同和教育の理念とは相いれないものである。解放運動の中で、女性自身、男性自身の自らの差別意識の問い直しも求められている。女性たちは、「男女平等社会実現基本方針 第2次改訂」の実践は、確実に部落解放運動の組織強化につながると考えている。

3 部落解放同盟広島県連合会における男女平等への取り組み

(1) 男女平等社会推進本部の立ち上げ

部落解放同盟広島県連合会(以下広島県連)に女性部(当時婦人部)が立ち上げられたのは1971年である。広島県連再建からわずか2年後である。以降、県内の各市協・支部にも燎原の火のごとく女性部が組織化されていった。女性部の活動は、女性問題と向き合う様々な地域の活動と結びついていった。

部落と女性の複合的差別を女性自身がなくしていくという取り組みの中で、「集会に行くために家族の2日分の食事を用意してきた」「集会・研修などで外泊すると夫の機嫌が悪い」「女が理屈を覚えると家庭がぎくしゃくすると言って部落問題の話をしたがらない」などといった部落の中にある「男尊女卑」「根強い性による役割分担」の壁につきあたった。

これはいまも日本社会に大きく横たわる意識であり、「部落差別をなくす」という大義の中でさえ、活動家と言われる男性も克服できずにいる厄介なものであった。女性自身も部落差別と抗いながらも「男性をたてるのがいい妻の模範的姿」「夫の仕事を支え、家庭を守るのが女性の務めであり喜び」とする教育の中で、部落の中でも個人としての権利や自由を自らの生き方の中心に据えることが難しくされてきた。とりわけ高齢女性には厳しい環境だった。

前述の2016年「基本方針(2次改訂版)」が全国大会で採択・決定され、都府県連へ男女平等社会推進本部の立ち上げが提起され、広島県連も時を置かず「広島県連男女平等社会推進本部」を立ち上げた。

この前年、県連は半年間にわたる各級機関での論議の末、「水平社宣言」の朗読にあたって女性差別にかかわることで、ある意思統一を行っている。 県内の組織主催の大会・集会で朗読する宣言に付記してある文章を紹介する。

水平社宣言の朗読にあたって

水平社宣言は、「日本初の人権宣言」と言われている。しかしながら、宣言起草当時の差別社会の影響を免れなかった文言も一部には見られる。私たちは宣言がもつ歴史的な意味と高い精神的基調を受け継ぐ。同時に、その後多年にわたる人権闘争の中で発展を遂げてきた人権水準に沿った内容とすることが運動を継承・発展させる者の使命と考える。従って今後の大会、諸集会等においては、宣言の「兄

弟よ」を「兄弟姉妹よ」に、「男らしき」を「人間らしき」に、「大正 11年」を「1922年」に変えて朗読をおこなうこととする。(旧仮名遣 いも一部変えています)

2015年4月18日 部落解放同盟広島県連合会

読み変えての朗読には様々な議論がなされた。「運動の貴重な遺産だ。100年前の宣言としては致し方ない」「先達が血のにじむ思いで創った宣言を勝手に読み変えてはいけない」等の意見も聞かれた。しかし、部落差別と闘う私たちがいかに当時の時代の制約を受けた宣言だと言え、「男性中心社会」を是とする宣言を朗読するわけにはいかなかった。上記の文章「水平社宣言の朗読にあたって」は2015年4月の県連執行委員会で機関決定されたものである。人権を標榜するある組織が大切にしている歴史的文書に、もし「部落差別」を容認する箇所があるとすれば、私たちはその文書を放置したままで「人権擁護」を叫ばないでほしいと詰め寄るであろう。この読み変えは現代における人権思想の水準に照らしたものとして組織決定された。

2016年にスタートした広島県連男女平等社会推進本部はその推進計画の中で、目標を「地域社会や組織内における女性差別について男女ともに学習を深め、自己の意識変革を図り、組織の在り方について検討し、真の男女平等社会を実現するために、具体的に取り組みを推進していく」とした。さらに、基本認識として①学習活動を強化し、「何が女性差別なのか」を見抜く力をつける②男性中心社会という現実を直視し、女性を意思決定の場に参画できるような環境の整備と組織運営を取り入れる③「固定的役割分業」(意識的につくられてきた「男は仕事、女は家事・育児・介護」などの既存の規範)を見直し、男女がお互いの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整備する④DV・セクハラ等ハラスメント、児童虐待についての理解を深め、男女がお互いの人権を尊重する態度を養う取り組みの推進を図るため、情報交換の場の確保(県連執行委員会)・取り組み目標の設定などを行い、具体的に進めていく・・・などをあげた。

実際、それ以降の県連執行委員の女性割合は 16.1%(2016 年 7 月) から 26.6 % (2021 年 7 月) になっている。また、解放学校、県連連続講座では県連女性部役員が講師となって、女性の人権をテーマに学習会が行われ、解放新聞広島県版には、その講演録や女性問題の投稿が積極的に掲載されている。さらに、県や市との交渉・話し合いでは部落女性の課題を積極的に提起している。

2017年1月~2月には県連推進本部は「家事分担実態調査」を行った。 各級機関の役員男女 126 人が回答している。推進計画の基本認識である「固 定的役割分業」(意識的につくられてきた「男は仕事、女は家事・育児・介護」などの既存の規範)を見直し、男女がお互いの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整備するという項目を具体化するための調査として位置づけられたものである。

推進本部は調査のまとめを県連連続講座や解放新聞広島県版で報告している。報告の一部を抜粋する。

調査結果から見えてきたこと

- ①女性は、家事・育児・介護に関わっている割合が、男性と比較して圧倒的に高い(女性83%・男性34%)。女性が仕事をしている場合でも、同じ実態が判明している。女性は、解放運動に男性とほぼ同じ割合で関わっており(集会参加 女性95%・男性89%)、仕事・家事・育児・介護とあわせて女性が心身ともに大きな負担を強いられていることが明らかとなっている。
- ②男性の家事への関りの割合は、女性と比較するとかなり低い。特に食事の準備(女性 96%・男性 34%)と洗濯(女性 96%・男性 28%)に関わっている割合が低い。原因を明らかにする必要がある。
- ③仕事をしていない世代(60 才~70 才)の男性は、仕事をしている 男性と比較すると、家事に関わる割合が若干高くなっている(全体的に10%程度)。時間的な余裕と健康面での支え合いの必要から と思われるが、条件が整い、必要に迫られて家事に関わるのでなく、 男女平等の視点からもっと早い時期から取り組む意識変革が必要 である。
- ④介護休業・育児休業については、取得している割合が低い。家庭 の条件の相違があるが、取得できる職場に就労できていない実態 もあるものと思われる。

今後の課題

組織内の女性は、家事・育児・介護などに関わる割合が男性と比較して圧倒的に高い状態にあり、心身ともに大きな負担がかかっている。それは、女性の能力の発揮を阻み、女性の社会進出を阻む要因となっている。例えば、組織の中で主要な役職や学習の場への参加を拒んだり、職場において昇進を断ったり、正規職員でなくパート職員を選択するなどである。

その解決のために①学習活動を強化する。②家庭で、家事分担に ついて話し合う。③定期的に家事分担実態調査を実施し、変容を把

2021年12月には、2回目の「家事分担実態調査」が始まっている。

「家事」という名もないたくさんの仕事を誰かが担い、家族の健康や成長、 安らぎの場が保たれている。その仕事は家族が全員で担い、全員が享受する のが自然だ。「家事分担実態調査」で私たちは「そもそも家族とは何か」と いうことまでも問いかけられた。

(2) 「女性部」組織化と女性の自立

様々なシーンによる女性の不利益は、女性自身の「意欲」「自信」を喪失させ、それが「何が差別なのか」「どうすれば個人として自由になれるのか」の思考を遮り、排除や不適切な処遇、暴力に甘んじるという悪循環を余儀なくされてきた。

結婚差別を経験した女性の聞き取りをした際、そこには部落差別と背中合わせに女性差別が存在していた。幼いころから「男性には従うべき」「女性が理屈を覚えるとろくなことがない」と刷り込まれ、結婚差別に遭った時も、「個人の尊厳がふみにじられる」という意識さえ持ち得なかったと女性は振り返る。

部落解放運動における「女性部」活動の原点は「婦人が変われば部落が変わる」(1986年全国大会)というテーゼであった。女性の自覚的認識と行動こそが女性自身の権利を知り、守り、獲得できるのだと、解放運動から学んできている。

広島県連女性部の定期大会のサブスローガンのひとつに「女性部の組織強化と人材育成に向け、地域での日常活動に取り組もう」というのがある。つまり、「支部における女性部の学習や集いを通して、生活を見つめ、部落解放・女性解放に資する理論水準をあげていこう」というものだ。

一般的に女性の相対的貧困率の高さは 65 歳以上を境に急激に上がる。部落女性にこの現象は色濃く表れている。女性部の集いなどで出される相談では、「年金がないので動ける限り働きたいが、年々体力に自信がなくなってきている」「毎月の年金が生活保護の受給額を下回る。夫が亡くなったら食べていけるか不安」「離婚した娘が孫を連れて戻ってきたが、経済的な援助をしてやれない」「ネットでの部落差別書き込みが孫たちの育ちにどう影響するのかとても不安だ」などの声が上がる。学ぶことで、社会で起きている事実を知り、放置していても差別はなくならないこと、それらの現実に向き

合うには話せる仲間が必要だということを活動の中で知った。

夫や家族を支えるために、家事・育児・介護という「家族のケア」を一手に引き受け、高齢化とともに自らの生活不安を抱えるというケースは身近に多くある。世帯が家族の福祉にその責任を負うべきとする日本の「福祉の家族主義」は、母親、妻、娘が支えざるを得ない状況を政治が作り上げてきた。「家族の絆」は自助努力の美名のもとで逆に壊されていく。老老介護に疲れて心中、子育てノイローゼで育児放棄は日本の福祉政策の貧しさの反映と思われるが、ジェンダー平等実現の第一歩が「福祉の家族主義」からの脱却ではないかと思う。

日本の人口減少問題でこのことが取り上げられることも多いが、夫だけが働いている家庭では「男性の労働時間が長いと第2子が生まれにくい」、共稼ぎ夫婦の場合、「父親の家事・育児時間が長いと第2子が生まれやすい」というデータ(厚労省「第14回21世紀成年者縦断調査)がある。まさに、家庭内のジェンダー平等は様々なことを改善に導くと思われる。

かつて、広島県連における女性部組織は県連、地協(東西南北のブロックに分けられたもの)、市協、支部と各級機関にあった。自主的運動体なので、法切れだけを理由にはできないが、支部活動の停滞とともに女性部活動も極めて少なくなった。同和教育も学校でされなくなり、子育て世代の女性たちが「部落差別の実態」をはっきりと認識できずにいる。

2016年12月に成立した「部落差別解消推進法」(財政措置を伴わない理 念法)に、

(教育及び啓発)

- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うもの とする。
 - 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その 地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及 び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公 共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとす る。

と明記されている。

この法律で政府は部落差別が日本国内に厳として存在するとした。しかし5年過ぎた今、日々起きている差別的事象に解決の糸口を見いだせず、国も地方公共団体も事実上放置したままである。この状況は女性たちの不安をかきたてている。第六条にある「実態調査」にしても男女別のデータを分析できるものを要求していかなければならない。

2010年に行われた「奈良県連女性部実態調査」の結果に驚く。たくさんの女性たちが様々な支援を求めているにもかかわらず、「部落差別に関する相談」がないというものである。部落問題をめぐる相談は、相談者が「部落問題」を理解し、差別・格差をなくそうと、ともに寄り添うことのできる人でなければ心を開きにくいナィーブな側面が大きい。部落女性だということを「カミングアウト」して相談が始まるからである。私の身近な人は、運動体の役員か地域の仲間に相談をすることが多い。

この法律の第4条では「相談体制の充実」をうたっている。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を 図るものとする。

2地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

1965年の「同和対策審議会」答申の「結語」では、国及び地方自治体が同和行政を円滑に進められるように、「特別措置法」を制定する必要性を指摘した。この答申を踏まえ、1969年7月、同和対策事業特別措置法が制定されたが、時限立法であり、数回にわたる改正と延長の後、2002年3月に終了した。33年間にわたる特別対策の実施は、住環境、生活環境、福祉、経営・就労、教育などに大きな効果をもたらした。

しかし、法切れ以後、部落問題を学習する機会は激減し、差別事象も匿名性を逆手に取った悪質なネット書き込みや公然と差別的意図をもって部落の映像として配信する「確信犯」らが大手を振りだした。

今や、ネット上は差別を支え拡散する投稿であふれている。2020 年初頭からのコロナ感染症の蔓延は、人権擁護に関わって日本社会がいかに脆弱かを明らかにした。

何かのきっかけで一般市民が一転して「差別者」となりうる危うさの中で、 この法律にある「人権相談」に的確に応ずるための体制の充実を図ることは 急務である。「相談しても無駄だと思う」状況では、この法律の実効性は期待できない。

「女性部」組織化が叫ばれるのはその活動の中で「相談者」と「相談員」 の役割を相互に果たすことができるからである。コロナ禍で集まれず、この ことを痛感している女性は少なくない。

女性たちの自立を阻む様々な要因が社会にはあるが、「当事者の意識変革」 「当事者が実態を把握する」ことがそれらの要因の一つ一つを崩していくことになる。女性自身の「意識変革」の必然性は「水平社宣言」の「自ら解放せんとする者の集團運動を起こせるは、寧ろ必然である」からも学んでいる。

広島県連男女平等社会推進本部は「家事分担実態調査」の結果をもとに、各市町協支部で学習会を開くことを提起し、実施状況調査も行っている。推進法にあるように、国・自治体が「差別実態を把握する」ことは人権課題を解決するための必要条件である。

(3) 部落女性たちの模索

なぜ政治家に女性が少ないのかと問われれば、女性の「自己実現・達成要求」に冷却効果を与える社会システム(女性に管理職に至るまでの人材育成をしない・育児介護の過重負担の放置など)、つくられてきたジェンダー意識(性別進路指導)、家庭内の抵抗勢力(親や夫の反対)があげられる。

こんな現状を克服しようと、女性たちの地域連携は早くから続けられている。部落解放広島県女性共闘会議は1998年に、広島県高等学校教職員組合女性部、広島県教職員組合女性部、部落解放同盟広島県連合会女性部の三者が、部落差別をはじめとする様々な差別をなくすために女性が連携して行動しようと立ち上げられた。日本社会に起きているさまざま人権課題を当事者から学び、政治や地方自治体に何を求めていくべきかをともに考えてきている。

県内の各市にも部落解放運動と連携する女性グループがある。部落解放府中地区女性交流集会実行委員会、おのみち8の日実行委員会、福山女性ネットワークなど、地域の解放同盟女性部が役員に加わり、人権問題の学習と行動を共にしている。その交流の中で、連携する教職員から、「職場は同一労働同一賃金」「買い物や食事作りは夫婦で当番制」などの話を聞いて、女性たちは大いに啓発された。

さらに、「人権擁護委員」や「男女共同参画審議会」審議委員にも籍を置いている。女性たちは「これは部落解放へつながる施策か、部落差別を放置

するものか」「これは女性の能力をのばすものか、それとも女性の自由を縛るものか」という物差しをはなさない。

2020年10月国勢調査が行われたが、その後の女性部役員会で「あれだけ国がSDGsの推進を広報しておきながら、国勢調査の性別欄に『男性』か『女性』のふたつから選べというのはおかしくないか」という意見が出された。ジェンダー平等と性の多様性受容は一直線上にあるべきもので、マイノリティの実態把握は人権を守る今後の具体的支援・措置に不可欠である。人権水準の向上とともに、様々に配慮された実態調査が必要となってくるであろう。

さまざまな「隠れたカリュキュラム」の中で、子どもたちは「男性優位社会」の実態を学び続けている。政治家のセクハラや女性蔑視発言も、マスコミで少し取り上げ、当事者は「誤解を招きかねない発言だった」と「陳謝」し、無罪放免である。「女性の人権はこの程度」と受け止めて、子どもたちは育っていく。

2021年7月の五輪開幕前日に「開会式」でのショーの演出担当者が解任された。かつて演じたコントにユダヤ人大量虐殺(ホロコースト)の被害者をあざける台詞があったことが判明、欧米で最もセンシティブな問題に、さすがの組織委も「辞任」ではなく、「解任」を決定。このことは日本が差別問題・人権問題に理解や深刻さに欠けていることを世界中にさらけだした。解任された担当者はコメントで「不適切な表現があった」と陳謝しているが、人類がまた繰り返すかもしれないジェノサイドへの認識があまりにも低いと、ことの深刻さの無理解がさらに問われた。根は深い。同年3月には人気タレントの容姿を侮辱し、開会式・閉会式での演出を担っていた総合統括者が辞任をしている。

このような日本社会で日々起きている人権侵害に女性たちの反応はとて も敏感だ。地域で、組織で、職場で女性たちは学び続けているからだ。部落 解放運動の中で常に自分の価値観の点検が必要だとも感じている。

結婚の際、親や親戚の大反対に遭って駆け落ちに近い状況で結婚生活をはじめた友人(71歳)がいる。解放運動を知って実家の家族・親戚の行為がはじめて部落差別だとわかったときのこと、女性部役員を長い間務め支部の女性たちを支えてきたこと、3人の子どもの結婚で相手家族に部落に住んでいることを話して理解を求めたことなど、彼女の半生を聞き取りした。5年前のことである。どうしても彼女の歩んできた道のりを残しておきたいと思った。

インターネット上で差別・誹謗・中傷が氾濫する今、若い人たちに、こ の不確かな時代をくぐりぬけ、差別なき社会を次代に残したいとする女性た ちの「熱と光」を知ってほしいと願っている。

文献

「EU MAG」ホームページ(2021年7月17日閲覧)

男女共同参画局 資料「女子差別撤廃委員会の最終見解」【仮訳】(2009年8月7日)

「一般社団法人部落解放・人権研究所」ウエブ講演録「部落女性たちの現在(いま) ~部落解放 同盟大阪府連合会女性部 実態調査から見えてきたもの~」(鶴岡弘美部落解放同盟大阪府連 合会女性部事務局次長/2009年10月30日)

部落解放同盟中央本部ホームページ「男女平等社会実現基本方針 第2次改訂」(2021年7月10 日閲覧)

(やました・なおこ 部落解放同盟広島県連合会女性部)